

令和4年大槌町議会3月定例会

施政方針演述

令和4年3月3日

大槌町長 平野 公三

1 はじめに

本日、ここに令和4年大槌町議会3月定例会の開会にあたりまして、私から令和4年度の町政運営に対する基本方針を申し上げ、町民並びに町議会の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、条例及び規則の公布手続の不備について申し上げます。

昨年9月24日に、条例の公布手続について確認するよう私が指示したところ、令和2年4月から昨年9月までの議決後の条例46件及び決裁後の規則36件の公布手続に不備があったことを確認しました。

この事案は、議会制度を軽視するかたちとなったこと、町民の皆様の信頼を損なうことになったことに、行政運営を預かる者として、痛恨の極みであります。

条例の制定及び改廃は、地方自治法第16条第2項及び大槌町公告式条例第2条の規定により、公布の旨の前文及び年

月日を記載した文書に、私が署名したものを町の掲示板に掲示し告示する必要があります。

また、規則についても公告式条例第3条の規定により条例と同様の取扱いとなり、公布の旨の前文及び年月日を記載して文書に私が署名したものを、掲示板に掲示し告示する必要があります。本件は、私の署名と掲示を怠っていたものであります。

なお、未公布であったすべての条例及び規則については、昨年11月8日月曜日、規定に基づき公布手続を行いました。

町として、本件を法的に検討した結果、条例及び規則は、本来、適切に公布手続が行われていなければ、効力は生じていなかったこととなり、公布手続に関する不備があった期間を、改めて議決又は決裁を行ったとしても、当初の議会提出時に想定していた取扱いとなるよう整理することは法的に不可能であります。

また、当該不備により、条例及び規則の効力がなかったと

考えられる期間について、町税や保険料等に係る改正が行われていたものとして取り扱わなければ、不利益を受ける町民が多数生じることや、町の行財政運営に多大な支障を生じる可能性もあります。

本件の公布手続の不備については、事後的対応で、過去に遡り全てが適法な状態となるよう整理することは不可能であるため、町民の利益を最優先に考え、議会提出時に想定していたとおり、適期に公布・施行されていたものとして、取り扱うこととしたいことから、お願いするものでございます。

本来、地方自治法に基づき、適法かつ適切に町行政を執行すべき立場にも関わらず、このような事案が生じたことを重く受け止め、町民並びに関係者に対し深くお詫びいたします。

今後、職員の地方自治法等関係法令への理解を改めて深め、事務を適切に執行していくための対策を講じるなど、再発防止に取り組んでまいります。

しかしながら、今回の事案を含めて、これまでの度重なる

不適切な事務に係る不祥事は、個々の職員の処分や事務マニュアルの整備など、個別対策を講じたとしても抜本的な問題の解決にはなりません、組織の構造的なものから生じたものと捉え、この4月から、新たな人事・組織管理の仕組みとして、人事評価制度を再構築し、職員の資質及び組織力の向上を図り、次年度以降も継続的な組織改革を実施してまいります。

なお、本不祥事は、職員の懲戒等の処分に関わる総務課が所管していることから、懲戒処分に関する審査に公正を期すため、第三者を入れることができるよう、大槌町職員懲戒分限審査委員会条例を制定したいと考えております。

また、私自身が法制事務を経験してきた者として、この責任を痛感しており、町長の給与の減額について、本定例会へ上程します。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、変異株「オミクロン株」が、

かつてない規模で感染の波が押し寄せ、岩手県の感染状況においても、2月から連日100人を超える新規感染者が確認され、これまでの県内感染者数は2月28日時点で、累計1万756人が感染し、釜石保健所管内においては、117人の感染が確認されているところです。

この状況の中、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の防止対策など、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。

また、国民の健康と命を守る使命をもち、日々業務にあたる医療従事者をはじめ、福祉や保育、物流など私たちの生活を支えているエッセンシャルワーカーの皆様に、改めて敬意を表すとともに、心から感謝申し上げます。

昨年から進められた新型コロナウイルスワクチン接種では、全国各地で3回目接種が迅速に進められ、町内においては本年1月から開始し、3月1日時点では、対象者の22.2パーセントの2千347人が3回目接種を終えているところです。

しかしながら、全国規模の感染症拡大の影響には、飲食業、観光業のほか、米価が大幅に下落した農業など、あらゆる業種に波紋が広がり、町内においても様々に影響が及んでおります。

町では、コロナ禍で落ち込む地域経済の活性化に向け、感染症の終息後を見据え、効果的な対応策を実行してまいり所存であります。

(人口減少の現状)

次に、人口減少の現状について、申し上げます。

昨年11月30日付で令和2年国勢調査の確定値が公表され、町の総人口は1万1千4人で、5年前に実施した平成27年対比では、6.7パーセント減の755人が減少しております。

人口減少率は、震災前の平成17年から平成22年の間で、7.5パーセント減に対して今回の6.7パーセントを比較すると、0.8ポイントほど抑えられている状況であります。

一方では、15歳から64歳までの生産年齢人口において、令和2年調査は5千641人で、前回調査の6千555人から13.9パーセント減の914人が減少しております。

岩手県人口移動報告では、町の出生と死亡によって起こる人口の自然増減が平成6年度の28人増をピークに26年間減少を続け、昨年度の出生では56人、死亡は208人で、152人の自然減となっております。

また、転入と転出によって起こる人口の社会増減では、昭和60年度の転入と転出の差は、マイナス467人で、その後は、徐々にその幅が縮まり、東日本大震災津波の影響があった平成23年度はマイナス1,227人で、極端にその幅が広がり、その後は、平成28年度のマイナス15人まで減少の幅は縮まったものの、それ以降においては、徐々に幅が広がり、昨年度は、マイナス104人で社会減の状況となっております。

これらの結果から、町の人口減少は主に生産年齢人口の減

であると考えられ、その対応策には、転入者の増や転出の減にかかる施策が重要であると改めて認識しております。

また、第9次総合計画の重要指標に掲げる「一人当たり市町村民所得額」では、最新の統計データとなる平成30年度は285万8千円で、対前年度では16万3千円の増で6.0%が上昇しております。

しかしながら、昨今のコロナ禍の影響から、昨年度から主要なイベントが開催できなかったことや、全国各地の緊急事態宣言等による移動の制限などから、地域経済の根幹となる交流人口や物流に大きな影響を受けております。

このように、町の重要課題である人口減少の現状や、新型コロナウイルス感染症の影響への対策は、国や県においても、「新型コロナウイルスのワクチン接種の推進」「グリーン社会」「デジタル化」「地方活性化」「子供・子育て」などを重点化して推進していくこととしております。

町においても、新型コロナウイルスのワクチン接種や重要

課題である人口減少への対応にしっかり取り組んでまいります。

2 未来を切り拓くまちづくりの基本的な方針

次に、令和4年度の町政運営に対する基本的な方針について申し上げます。

(地方創生の推進)

町の第9次総合計画は、4年目を迎え人口減少や少子化の進展など、社会情勢の変化にも対応していくこととしており、これまでの魅力あるまちづくりをさらに進め、町独自のにぎわいを創出するとともに、人との繋がりを大切にしたい誰もが安心して暮らせるまちを目指し、活力のある地場産業の創出や、時代の変化に対応した交流人口の拡大など、地方創生に向けた活力のあるまちづくりを推進してまいります。

(組織体制)

次に、組織体制について申し上げます。

町の人口減少は、喫緊の課題と捉え、交流人口や関係人口

の増加には、町の賑わいの創出や、町の知名度の向上にくわえ、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保する働く場をつくる取り組み等が急務であることから、令和4年度の組織体制に「移住定住推進」、「地域おこし協力隊」、「ふるさと納税」などの地方創生に資する取り組みを推進するため、産業振興課に「つくる班」を新設します。

つくる班の名称には、3つのコンセプトがあります。

1つ目に、移住定住促進及び地域おこし協力隊の拡大などの取り組みで交流・関係人口を増加させ、“人の流れをつくる”。

2つ目に、ふるさと納税などの取り組みによる自主財源の確保や仕事の確保を図り、“明日をつくる”。

3つ目に岩手大槌サーモンやジビエなど地方創生に資する取り組みで“夢をつくる”であります。

また、復興事業については、管理業務が縮小し最終段階となったことから、効率的な行政運営を図るため、地域整備課の「管理班」と「復興管理班」を統合し、「管理班」とするほか、環境基本計画策定に向けて、町民課の町民生活班を「戸

籍・住基班」と「環境生活班」に分割します。

また、職員の体制では、これまで復興を担う人材が、全国の自治体等から延べ984名の応援職員を派遣いただき震災復興を進めてまいりました。

復旧・復興事業の終息とともに、これまで各自治体から派遣していただいた応援職員につきましては、本年3月末をもって全て帰任され、令和4年度の職員は141名の体制としております。

(当初予算編成)

次に、令和4年度当初予算編成について申し上げます。

国では、令和4年度予算編成における基本的な方針で「グリーン社会」「デジタル化」「地方活性化」「子供・子育て」を重点化して進めるとしております。

町においても、国や県の動向を踏まえ、地方創生に向けた移住・定住の促進や、子ども子育て支援、国が進めるデジタ

ル化の対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策などを反映させた、町の第9次総合計画に掲げる各施策を着実に推し進める予算として編成しております。

令和4年度一般会計当初予算額は、89億2千万円で本年度当初予算と比較して、1億3千万円、1.44%が減少しております。

特別会計当初予算については、32億4千678万円で昨年度と比較して、1億4千835万9千円が減少しており、主に国民健康保険被保険者の減少によって保険給付費が減額となっております。

当町の財政状況では、歳入の地方交付税など、依存財源の割合が高く、自主財源の割合が低い状況にあります。

また、歳出においては、行政サービスのアウトソーシングに伴う物件費の増加や、公共施設の維持管理費等の経常支出は今後も増加する見込みで、行政経常収支は年々悪化する傾向が予測され、予断を許さない財政状況にあります。

引き続き、ふるさと納税など自主財源の確保に取り組むとともに、行政コストの削減など、財政改革を断行し、持続可能なまちづくりを実現するための町財政運営に取り組んでまいります。

3 基本施策の取組方針

次に、第9次大槌町総合計画に掲げる基本方針に沿って、地方創生に向けた取り組みや、国が進めるデジタル化の対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する経済対策など、令和4年度に実行する主な取り組みを申し上げます。

第1章【産業・観光】

はじめに、産業を振興し町民所得を向上させるまちづくりについて、主な取り組みを申し上げます。

(地場産業拡大に向けて)

地場産業については、第1次産業を基軸とした産業の成長と創出を実現し、従事者所得の向上、雇用の確保、人口の増加及び特産品の創出を目的に、地域資源並びに関係機関をフル活用した「地場産業の拡大」に取り組めます。

特にも、新たな特産品として成果を上げている「岩手大槌サーモン」及び「岩手ジビエ大槌鹿」の増産、拡大に向けた体制強化に支援するとともに、収穫量の大小に関わらず地場産品の新たな販路を開拓するため、コロナ収束後を見据えた体制整備や付加価値向上の支援に取り組んでまいります。

また、担い手不足、人材確保の取り組みでは、町で新たに総務省の地域活性化起業人を活用し、民間企業等のノウハウや知見を活かしながら、当町独自の魅力や価値の向上等に繋がる地域活性化に取り組んでまいります。

近年注目されているSDGsの取り組みについても、磯焼け対策としての藻場再生や森林認証を取得した町有林の適正管理など、持続可能な産業の振興と自然環境の保全に取り組んでまいります。

（観光物産拡大に向けて）

誘客観光事業は、近年の全国的な人口減少、旅行者のニーズや旅行スタイルの多様化に伴い、観光客のニーズに対応し

た新たな取り組みが求められております。

町では、多くの観光客に大槌を訪れて楽しんでいただけるよう、国内外に発信力のあるアニメを活用した町の知名度アップと、町全体がアニメ聖地として若い方々にも足を運ぶきっかけに繋がる取り組みのほか、岩手大槌サーモンまつりなどのイベントや郷土芸能を活用した集客性の高い観光誘客を図りながら観光関係の事業者・団体の収益に繋がる事業に取り組んでまいります。

また、これまでの支援や取り組みで繋がった、縁のある企業、自治体、団体等との継続した関係を構築するため、都内で大槌町ネットワーク交流会を開催し、町の状況や新たな特産品の発信をするとともに、更なる親交を深め町のブランド力や大槌ファンの拡大を図ってまいります。

このほか、浪板海岸の砂浜再生工事が完了し、シャワー、トイレ・更衣室も完成したことから、本年7月には、震災から初となる浪板海岸海水浴場の開設をしてまいります。

また、吉里吉里海岸海水浴場についてもシャワー、トイレ・

更衣室の建設工事を行い観光客の受入体制の整備についても進めてまいります。

(地域経済対策について)

新型コロナウイルス感染症は、未だ終息の兆しが見えず、町内の飲食業や宿泊業を中心に消費が落ち込み地域経済は低迷し、大変厳しい状況が続いております。

これまで町では、関係団体、県、国と一体となり、感染症対策を講じながら地域経済の域内需要を促すため、宿泊割引や商品券等の発行に加え、事業経営の下支えとする家賃補助や利子補給のほか、全国に町内の物産などの PR 及びインターネット上に置いたウェブサイトで販売する EC サイトを活用した販売促進を図ってまいりました。

引き続き、キャッシュレス決済推進事業、合宿誘致事業、おおちゃん融資をはじめ、復興需要の低迷による建設事業の底上げを図る住宅建設等促進事業補助金など、町内事業者の実状に寄り添い、関係団体及び金融機関等からのご意見等を踏まえ、限られた財源を有効的かつ効果的に活用し、連携し

た取り組みを進めてまいります。

第2章【健康・福祉】

次に、健康でぬくもりのあるまちづくりについて、主な取り組みを申し上げます。

（子育て環境の充実）

全国でも少子化が進む中、町では、国の制度を活用して子育て環境の充実を図るため、地域で子育てを相互援助していく「ファミリー・サポート・センター」を創設いたします。

具体的には、日中や夜間に問わず、地域内の子育てのお手伝いをして欲しい方と、子育てのお手伝いをしてくれる方の情報をファミリー・サポート・センターが管理して、子どもの特性や支援する内容を適切にサポートしながら、マッチングを図り、会員同士が支え合って子育てに取り組むものがあります。

今後、本制度の周知を図るとともに、引き続き町内の子育ての支援に努めてまいります。

また、妊娠期から子育て期の方々が抱える不安には、切れ目なく相談を受け、妊娠・出産・育児に不安を抱えている妊産婦及びその家族には、安心して妊娠期を過ごして育児ができるよう、引き続き、産前・産後のサポートに取り組んでまいります。

なお、お母さんへの健康状態のチェックや休息等、赤ちゃんの食事や発育の相談や沐浴等を行う産後ケアは、町と釜石市が連携して、県立釜石病院で実施してまいります。

そして、昨年10月から県立釜石病院での普通分娩が休止となったことから、引き続き、県立釜石病院の普通分娩機能を確保するため、関係機関へ妊産婦環境の改善に向けた要望をしっかりと取り組んでまいります。

また、休止の影響を受ける妊産婦には、町外医療機関への通院等に係るアクセス支援助成を実施し、本年2月までで44名の対象者にご案内し、14名の方から申請をいただいております。引き続き支援してまいります。

岩手県が実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」では、助成金を受けている方を対象に、町では、その治療費の一部として10万円を上限に助成しており、本年2月までに9名から申請をいただいております。

また、厚生労働省では、本年4月からの診療報酬改定で不妊治療の公的保険の適用範囲を体外受精などに拡大し、治療費の負担を軽減する内容にまとめたことから、県・近隣市町村と連携を図りながら、引き続き支援の検討を行ってまいります。

(介護人材の確保)

次に、介護人材の確保について申し上げます。

町では、昨年度のアナケート調査から、町内の18.8%の事業者は職員が不足している状況を踏まえ、本年度策定の第8期介護保険事業計画に「人材の確保に向けた取組の推進」を盛り込んだところです。

具体的には、介護従事者のキャリアアップの確立と質の高いサービス提供を図り、町内事業所への人材の定着を図るため、令和4年度から町内事業所に勤務されている方を対象に、介護資格の取得に対する助成を実施します。

（避難行動要支援者個別避難計画について）

国では、近年の気象災害により高齢者や障がいを持った方々の避難行動が遅れたことによる被害が増加していることから、災害対策基本法の改正により避難行動に支援を必要とする方を支援する体制を個々に整える「避難行動要支援者個別避難計画」の策定が市町村において努力義務となりました。

東日本大震災津波を経験している町としても、災害において犠牲者を出さない、悲しい思いはしない、させない、を基本に、地域での相互支援の構築に向けた検討を進めてまいります。

第3章【教育・文化】

（成人式について）

次に、成人式について申し上げます。

平成30年6月13日に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる事などを内容とする、民法の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日から施行されます。

町では、今後の成人式のあり方について、高校生や保護者、学校関係者へのアンケート結果を踏まえ、これまでと同様に、二十歳を対象とした成人式を開催してまいります。

(震災伝承について)

次に、震災伝承の主な取り組みを申し上げます。

はじめに、震災伝承プラットフォーム事業については、これまで議論いただきました、「旧役場庁舎跡地」と「旧民宿あかぶ跡地」への伝承の場の整備を着実に進め、語り部の人材育成を行うなど、ハード・ソフト両面による伝承の取り組みを進めてまいります。

また、県や被災自治体などとのネットワークをさらに強固にし、被災自治体が一体となった取り組みにも力を入れなが

ら、私達の経験や教訓をより一層広く発信して、震災の記憶の風化防止に取り組んでまいります。

次に、(仮称)鎮魂の森整備事業では、整備に係る基本設計業務が今月中に完了することから、令和4年度に、実施設計業務を着手し、令和5年1月の工事着手を目指し進めてまいります。

第4章【安全・快適】

次に、安全性と快適性を高めるまちづくりについて、主な取り組みを申し上げます。

(災害に強いまちづくりの推進)

本年1月16日に、南太平洋のトンガ諸島付近海底火山での大規模な噴火により、太平洋側の広範囲での津波注意報及び津波警報の発令を受け、町では避難指示を発令いたしました。

近年、このような自然災害が発生しており、町民の生命や財産を守るため、頻発化、激甚化する災害に備える取り組み

が必要です。

岩手県では、新たな津波浸水想定区域を本年3月末に公表する予定で、町では、新たな津波浸水想定区域や、洪水による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険箇所の把握に努めるとともに、防災に関する知識の向上を目的に、新たな防災マップを作成し、各地区の住民説明会などを通じて、理解を深めていただきながら、防災力の向上に努めてまいります。

また、新たな浸水想定区域に合わせて、指定済みの緊急避難場所及び避難所を見直すとともに、指定避難所の耐震性を確認するため、昭和53年5月以前に着工された吉里吉里地区体育館の耐震診断を実施いたします。

災害情報などを町民の皆様にお知らせする防災行政無線については、設備導入から10年以上が経過し、耐用期間の経過による機器の劣化が見込まれることから、改修が必要となっております。

また、防災ラジオについては、アナログ帯を利用したサー

ビスが当面継続されることから、町民の皆さんに貸与している機器は継続して使用できるものの、アナログ設備は劣化が進行していることから、補完対策を講じる必要があります。

町では、このような状況を踏まえ、令和5年度以降の整備に向けて、令和4年度に防災行政無線の機器の更新や防災ラジオの補完対策等を含めた基本設計及び実施設計に取り組んでまいります。

次に、消防団拠点施設である消防屯所の整備について申し上げます。

東日本大震災津波により流出した消防屯所については、災害復旧等により整備が完了していることから、今後は最も老朽化が進んでいる小鍬地区や金沢地区の整備が必要と考えており、地元消防団の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、消防団員については、近年の災害の多発化、激甚化が進む中、団員一人ひとりが大変重要な役割を担っているも

のと認識しております。

しかしながら、当町の消防団員数は年々減少し、地域防災力の充実強化を図るうえでも、消防団員の確保は喫緊の課題であると捉えております。

消防団員の確保策として、消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等」に基づき、年報酬並びに出動手当を見直し、消防団員の処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

（自然環境の保全）

次に、自然環境の保全について申し上げます。

町の環境は、復興事業等により居住地や、公共施設の移転によって、様々な基盤が大きく変化しているなか、昨年 12 月に岩手県から、大槌川・小槌川流域に生息・生育する希少種と官民協働による保全活動が評価され、生物多様性上重要な河川生態系地域として、大槌川と小槌川が選定され、町の自然環境のすばらしさについて、改めて実感したところであ

ります。

近年の地球環境では、世界的に地球温暖化の問題が掲げられ、世界的目標の持続可能な開発目標「SDGs」エス・ディー・ジーズや、温室効果ガスの排出削減に向けた脱炭素な社会の実現に向けた考え方など、世界的に環境保全に向けた動きが進んでおります。

国では、西暦2018年の平成30年に「第五次環境基本計画」を策定し、西暦2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを令和2年10月に宣言しております。

また、岩手県では、昨年3月に環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図るため、「岩手県環境基本計画」を策定しております。

町では、平成15年3月19日施行の大槌町環境基本条例に、「町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを次の世代の町民に継承して

いくこと」を基本理念に掲げており、今後の環境への対応と情勢を見据え、国や県の方針と整合を図りながら、大槌町環境基本計画の策定に取り組んでまいります。

(デジタル化の対応)

次に、デジタル化の対応について申し上げます。

現在、住民票の写しなど、各種証明書の申請は、役場の窓口に来庁していただき、直接手続きをしていただいております。

しかしながら、国では、マイナンバーカードを活用した行政手続きのデジタル化を推奨しており、当町においても、各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるよう、令和4年度中の供用開始を目指し、「コンビニ交付システム」の導入に向けて進めております。

今後も引き続き、マイナンバーカードの普及啓発に併せ、行政手続きのデジタル化の推進に取り組んでまいります。

(新たな交通ネットワーク)

次に、新たな公共交通ネットワークについて申し上げます。

本定例会で報告する大槌町公共交通計画は、町民の暮らしを支える「生活の足」の公共交通ネットワークを構築するため、「機能性」「持続性」「利便性」の基本目標を定め、7つのプロジェクトを掲げました。

新たなプロジェクトには、復興による町の変化に合わせ、バス停から200メートル以上離れている7つの地域を対象に、デマンド型の大槌町乗合タクシー運行を掲げ、本年4月から実証運行に取り組みます。

また、実証運行の期間は、利用者の声を丁寧に聞きながら、交通事業者と共に、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指して取り組んでまいります。

第5章【将来を見据えた持続可能なまちづくり】

次に、将来を見据えた持続可能なまちづくりについて、申し上げます。

（協働による地域・まちづくりの推進）

協働によるまちづくりの取り組みの一環として、地域要望や団体要望に加えて、町民個人がまちづくりに提言する機会を拡充するため、「私の提言制度」を実施いたします。

具体的な取り組みは、各公民館や「おしゃっち」に設置する提言箱と、郵送やメール等で提言を受け、いただいた提言を通じて、町民のまちづくりへの参画を促し、積極的に町政へ反映してまいりたいと考えております。

また、町民からの要望等を通じて、「子どもの遊び場」の在り方についての検討が必要であると、強く認識しております。

子どもの遊び場は、住民それぞれのライフステージに応じた集い、憩い、心身の健康増進となり得ることも視野に入れ、令和4年度は、遊び場環境の充実に繋がる方策について、町民との協働のもと、検討してまいります。

（移住・定住の促進）

移住・定住の促進については、町で移住・定住事務局を立ち上げ、移住者の受け入れ環境を整備し、町のPRや、関係人口と交流人口の創出に向けて、人口減少を抑止するための施策を実施してまいります。

また、地域おこし協力隊制度の活用により、産業の担い手や地域を支える人材を都市部から広く呼び込み、地域の活性化とまちづくり人材を定住に繋げるための施策を実施してまいります。

地域おこし協力隊については、来る4月以降に8名が着任し、町内の事業者とともに地域の課題解決に取り組んでまいります。

募集テーマの「観光・産業の振興、そして防災・震災伝承に向けた取組」を実現するため、新しいパワーや専門的な知識・経験を持つ人材と協働し、さらなる町の魅力向上と基盤強化を図りながら、定住・定着に繋げてまいります。

第6章【未来につなげる着実な復興まちづくり】

次に、未来につなげる着実な復興まちづくりについて、申し上げます。

（支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり）

町では、震災後、地域の住民互助基盤の再生に向けて、様々な取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、その安定化と活性化に向けては、なお時間を要するものと捉えております。

このような状況において、住民同士が支え合い、住み続けたいと思う魅力ある地域づくりに向けた取り組みを継続する必要があると考えております。

今年度から町は、「大槌町元気なふるさと応援センター」事業を社会福祉協議会へ委託し、支援員を配置して、「コミュニティ協議会」や自治会・町内会等へのヒアリングを通じて把握した課題解決や、地域が取り組みたいイベント開催に向けた支援に取り組みました。

令和4年度も引き続きふるさと支援員を配置し、町内各地域に出向き、住民との話し合いのもと、地域活性化に向けた取り組みをより一層広げてまいります。

また、各種助成事業の実施を通じて、地域課題の解決、交流機会や居場所づくりの創出など、町民主体の取り組みの支援を継続してまいります。

そして、このような取り組みによって、誰もが生きがいを持って安心して生活することができる地域コミュニティの形成を図り、地域における切れ目のない包括的な支援へと繋げてまいります。

(むすびに)

以上、令和4年度を迎えるにあたりまして、町政運営の方針と主要な取り組みについて、所信の一端を申し述べました。

これまでの町政運営を思い返すと、私が町長に就任してから2期目の3年目を迎えようとしており、これまで取り組んだ、東日本大震災津波からの復興に加え、人口減少に対応す

る地方創生に向けた地方創生総合戦略や、復興から創生に向けた第9次総合計画を策定し、着実に取り組んでまいりました。

第9次総合計画は令和4年度で、4年目を迎え、これまでの国や県の方針や昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による町民生活の変化など、社会活動において多様に変化しております。

東日本大震災を経験した私たちにとって、人との関わり、人の心の温かみを感じ合う機会がいかに大切で重要なことなのかは、誰よりも感じており、これからの社会では、デジタル技術という「道具」を利用しつつも、人々の「つながり」や「こころ」を大切に、若く、瑞々しい、先入観にとらわれない柔軟な感性こそが、これからの時代を切り拓いていくために必要なものと考えております。

「止まない雨はない」の言葉のとおり、やがてはコロナ渦も終息し、必ず希望の陽が照らす時が訪れ、明るい未来が待ち受けていると信じております。

今後においても、「対話」を大切に実践し、第9次総合計画に掲げる「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

最後に、町民の皆様並びに議員の皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針演述といたします。